

農業技術情報 雪害対策特別号

～会津地方における雪害を受けた農作物等の技術対策～

1月、2月の大雪により、会津地方全域において、パイプハウスの倒壊や破損、樹体等への被害が発生しています。春作業に向けて気が急ぐところではありますが、まずは安全を確保した上で、被害の状況に応じ、できることから事後対策を講じていきましょう。

作業は安全確保を十分に行ってから実施しましょう！

1 ほ場や施設等の融雪・除雪促進について

(1) 作業時の注意点

- ・1人での作業は避け、できるだけ複数人で作業を行うようにしましょう。
- ・除雪機械への挟まれ事故に注意してください。
- ・トラクタ等の農業用機械を使用して除雪作業を行う場合は、雪面でのスリップや滑落到注意してください。
- ・倉庫や畜舎等の雪下ろしを行う場合は、屋根からの転落に気をつけてください。必ずヘルメットや命綱等を装着し安全を確保してください。

(2) 融雪促進

- ・露地野菜や麦類栽培ほ場、果樹園において融雪が遅延すると見込まれる場合や、雪害を受けたハウスなどで、ほ場の融雪を促進する必要がある時は、機械除雪や雪に切れ目を入れるなどの他、融雪資材等の利用を検討しましょう。
- ・融雪資材の散布は、畑土 40～50kg/10a、もみ殻くん炭 10～15kg/10a、粉炭 40～80[㍉]/10aを目安とします。過剰散布しても効果は変わりません。融雪資材の散布で、5～10日程度の融雪促進効果が期待できます。
- ・融雪後は、明きょ等によりほ場の排水対策を行いましょう。

2 パイプハウスにおける対策

(1) ビニールを除去しているパイプハウスの除雪 ※詳細は別紙参照

- ・パイプ交点などに積もった雪が屋根一面に積雪することがあるので、雪を落としておきましょう。
- ・肩部のパイプなどが雪に埋没したまま放置しておくと沈降圧により変形、破損等の原因となるので早めに掘り出しておきましょう。
- ・雪の沈降圧は、沈む距離が長いと高くなるため、雪を踏み固め沈降距離を短くすれば沈降圧を弱めることができるので、肩部まで除雪後、踏み固めるようにしましょう。
- ・融雪資材を散布する場合は、パイプハウスの肩部が雪から露出した状態で行うようにしましょう。

(2) パイプハウスが損壊し、修復や撤去作業を行う場合

- ・除雪等を行い、安全性を十分確保してから実施しましょう。
- ・損壊したパイプハウスの骨材等には、予想外の力がかかっていることがありますので、作業時には、骨材の跳ね上がりなどに十分注意しましょう。



写真：肩部パイプの掘出し

(3) パイプハウスの損壊が一部にとどまり、作物の栽培が可能な場合

- ・ハウス損壊の恐れがなくなったことを確認の上、各作物の栽培時期に合わせ、ハウスの損傷やビニールの切断等を修復し、室温の確保に努め、低温による作物の生育障害・枯死等の被害を防止しましょう。
- ・越冬株や作物が生育中の場合は、雪解け水がハウス内に浸入しないよう、ハウス周辺の排水対策を徹底しましょう。

3 作物別の対策

(1) 水稲

育苗ハウスの損壊により自家育苗ができない場合は、他生産者や育苗センター等からの購入を検討しましょう。購入苗が確保できない場合は、緊急の対策として以下の方法が考えられます。詳しい方法や留意点等については、普及部・普及所へお問い合わせください。

- ・播種量を増やして使用箱数を減らす方法・・・高密度播種
- ・田植え時の栽植密度を下げて使用箱数を減らす方法・・・疎植栽培
- ・ハウスを利用しない育苗方法・・・露地プール育苗（育苗器での芽出し必要）
- ・育苗をしない栽培方法・・・直播栽培

(2) 野菜・花き

- ・育苗用ハウスが損壊し、自家育苗が困難な場合は、定植苗の購入を検討しましょう。

(3) 果樹

ア 樹体被害を受けた場合の補修と保護

- ・主幹部が裂開した場合は、できるだけ早急に支柱を添え、カスガイやボルトで固定し接合してください。
- ・大枝が折損した場合は、折れた部分よりやや基部の健全な部分で切り戻し、再生を促してください。
- ・切除部（傷口）には塗布剤を塗布し、雨水や病原菌の侵入、乾燥による枯れ込みを防ぎましょう。

イ 果樹棚や施設の修復

- ・果樹棚のワイヤーや支柱、パイプハウス等の施設が損壊した場合は、作業ができる状態になったら、速やかに修復・補強を行いましょ。

ウ 被害の拡大防止と管理

- ・重く湿った雪が降り、枝や施設などに付着した場合は、できるだけ速やかに雪下ろしを行い、被害の拡大を防ぎましょ。
- ・枝が雪に埋没している場合は、枝折れ防止のため、雪の沈降が進む前に早めに掘り出しましょ。
- ・雪が固まってしまった場合は、沈降圧を低減させるため周囲に切り込みを入れて溝を作り、慎重に掘り出しましょ。

(4) 畜産

- ・畜舎等が損壊した場合は、周囲の安全を確認した上で、家畜に危害がないように応急措置を講じましょ。
- ・家畜の外傷や異常を早期に発見するため、家畜の観察に努め、危害があった時は速やかに獣医師に連絡相談しましょ。

雪害にかかる技術対策のご相談は、最寄りの普及部・普及所にお問い合わせください

農業振興普及部 :0242-29-5308
喜多方農業普及所 :0241-24-5743
会津坂下農業普及所 :0242-83-2116

